平成19年5月30日(水曜日)第2回定例会

				平力	χι :	ナモ	5 万	3 0	口(小	唯	口)	弁 ∠	4 四.	正例	云			
出席議	員 ([1 8	3名))														
1	番	仴	₿	藤	忠		男	議員			2番	7	5	Щ		忠	1	議員
3	番	ì	<u>t</u>		登	代	子	議員			4番	=	Γ	藤	吉	如	È	議員
5	番	木		沼	孝	i	5]	議員		(6番		苋	井	輝	明]	議員
7	番	オ	7	村	寿	太臣	郎	議員			8番	Ħ	鳥	田	俊	廣	Ī	議員
9	番	1 2	Ė	藤		į	段	議員		1	0番	木	白	倉	信	_	-	議員
1 1	番	金	<u>^</u>	木	賢	1	<u> </u>	議員		1 :	2番	朴	公	田		孝	<u>£</u>	議員
1 3	番	亲	fi	宮	征	-	_	議員		1 4	4番	Ā	哥	橋	勝	文	-	議員
1 5	番	但	Ė	藤	暘	=	子	議員		1	番音	J	II	越	孝	男	<u> </u>	議員
1 7	番	尹	ß	須		7	念	議員		1	8番	7	<u> </u>	Ш	忠	義	5	議員
欠席議	員 (なし	J)															
説明の	ため	出席	ました	と者の	職氏:	名												
佐	藤	誠	六	市			長			荒	木		恒	副	市	ī	長	
安孫	子	勝	_	ЦX		入一	役			大	谷	昭	男	教	育委	員	長	
奥	Щ	幸	助	委		員	長			佐	藤	勝	義	農	業委員	会会	長	
那	須	義	行	総選事	務課 挙管 務	· 長 (理委! 局	妍) 員会 長			片	桐	久	志	総	合政:	策課	長	
秋	場		元	総財	合務	政 策 室	誤長			菅	野	英	行	総 政	合政策 改革推	課行 進室	財医長	
尾	形	清	_	総立	合政 地 推	策課: : 進 3	企業を表			熊	谷	英	昭	税	務	課	長	
布	施	崇	_	市	民生					柏	倉	隆	夫	建	設	課	長	
犬	飼	弘	_	建 都	市整	设 〖備 ፯	課長			犬	飼	_	好	花· 推	· 緑・ゼ 進	せら 課	ぎ 長	
佐	藤		昭	下	水	道 誤	長			安	系子	政	_	農	林	課	長	
	Ш	洋	_	商	工額	光記	果長			斎	藤	健	_		康福			
	木	英	雄	会			長			荒	Ш	貴	久	水	道事	業所	長	
今	野	要	_	病	院	事務	長			芳	賀	友	幸	教	育		長	
兼	子	善	男		校教					高	橋	利	昌	字 指	校 教 導 推 :	(育 進 室	課長	
I	藤	恒	雄	生 ス 振	進ポリ	学 課	習り長			安	系子	雅	美	監	查	委	員	
兼	子	良	_	監事	查 務	委局	員長			清	野		健	農事	業 委 務	局局	会長	

事務局職員出席者

鹿間 康 事 務 局 長 渡辺秀行 総務主査

健 安食俊 博 局 長 補 佐

総務係長

大 沼 秀 彦

議事日程第1号 第2回定例会

平成19年5月30日(水曜日) 午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

- **"** 2 会期決定
- # 3 諸般の報告
 - (1)定例監査結果等報告について
- # 4 行政報告
 - (1) 平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について
 - (2) 平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算について
 - (3) 平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- " 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- " 6 報告第4号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につい て
- " 7 議第31号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- "8 議第32号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議第33号 平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- * 10 議第34号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- # 11 議第35号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 12 議第36号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- * 13 議第37号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- # 14 議第38号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
- # 15 議第39号 市道路線の廃止について
- # 16 議第40号 市道路線の変更について
- # 17 議第41号 市道路線の認定について
- **" 18 議案説明**
- # 19 質疑
- " 20 予算特別委員会設置
- # 2 1 委員会付託
 - 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから平成19年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3番辻 登代子議員、17番那須 稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程については、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果に ついて委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました、平成19年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月25日午前9時28分から議会第2会議室において委員全員、議長を初め関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から6月11日までの13日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、報告といたします。 伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの13日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成19年5月30日(水)開会

							1 M 1 3 1 3 7 3 5 G (31) M Z								
月	日	時	間		会					議			場	所	
5月30日(水)		午前9時	;3 0 分	本	会	議	会期推升	、会請計決 人格請、 議算付託	諸般 重擁護 案上和	もい報告 を員の 全 と、同	5、行 D候補 説明、	政 者 質	議	場	
		本会議	終了後	予算特別委員会			正 付	副 委 託	_員 案				議	場	
5月3	月31日(木) 休							会							
6月	1日(金)	午前 9 時	3 0 分	本	会	議		算特別 結果報告 紹		会正副 質		夏 問	議	場	
6月	2日(土)			休							会				
6月	3日(日)			休							会				
6月	4日(月)	午前9時	30分	本	会	議	_	Á	设	質		問	議	場	
6月	5日(火)			休							会				
6月	6日(水)			休							会				
6月	7日(木)	午前9時	3 0 分	総務	委 員 分 科		付	託	案	件	審	查	第2	会議室	
				厚生紹	経済委員 分 科		付	託	案	件	審	查	第4	会議室	

月	日	時	間	会					議	場	所		
				建設文教 分	委員会 科 会	付	託	案	件	審	查	議会図	書室
6月 8	3日(金)			休						会			
6月 9	9日(土)			休						숝			
6月10	日(日)			休						会			
		午前9日	寺30分	予算特別	委員会	付	託	案	件	審	查	議	場
6月1	1日(月)	予算特別	引委員会 了 後	本 会	議		上程 討論・	、委 採決	員 長 、閉 ま		質	議	場

諸般の報告

伊藤忠男議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1)定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

伊藤忠男議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社 予算について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告申しあげます。

初めに、平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申しあげます。

国県に対する重要事項の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において、各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成20年度の重要事項は、市町村合併の推進についてを初めとする26件で、お手元に配付いた しました別冊資料のとおりであります。

次に、平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申しあげます。

平成18年度につきましては、委託事業として東部地区公民館日田分館建設用地の取得、造成、処分を行ったほか、自主事業として白岩さくら団地の分譲、工業団地拡張用地の取得、分譲などを行っております。また、チェリークア・パーク内に業務用地を取得し、山形県国民健康保険団体連合会へ事務所建設用地として処分しております。

この結果、収益合計は5億8,906万7,266円、費用合計は6億90万358円となり、1,183万3,092円の当期純損失となりました。平成19年度につきましては、土地開発公社保有地の処分に重点を置いて運営していくこととし、寒河江中央工業団地の第4次造成事業に向けた調査なども継続してまいります。

これらに伴う収益的支出、予算として16億9,297万3千円を、資本的支出予算として35億6,025万1千円をそれぞれ計上したものであります。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社 予算について御報告申しあげます。

平成18年度決算につきましては、指定管理者として市の体育施設の管理運営を行い、各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習の指導要請に積極的にこたえるなど、スポーツの普及振興に努めた結果、施設利用者はおよそ12万人を数え、収入合計6,503万9,837円、支出合計6,419万4,459円となり、収支差額は84万5,378円となりました。

平成19年度予算につきましては、指定管理者として施設の円滑な管理運営を行い、市民が利用しやすい環境づくりとスポーツに親しむ機会を提供するため、予算総額6,547万2千円を計上いたしました。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上の2点について、地方自治法243条の3第2項の規定により御報告申しあげます。以上でございます。

質 疑

伊藤忠男議長 ただいまの行政報告中、平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤忠男議長 次に、平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算 について質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 幾つかについてお尋ねをしたいと思います。

一つは、資料の関係で、用地の明細表が載っているわけでありますけれども、昨年の報告に対しても 意見を申しあげておったんですが、再度、どういうふうにその後検討されたのかも含めてお尋ねをした いというふうに思います。

というのは、明細表が以前ですというと、期末残高についてもそれぞれの原価、土地の取得に幾ら、造成に幾らというふうな、金利幾らというふうな、全部わかっておったわけでありますけれども、それが改正されて、もうわからない今の方式になっていますね。ただ、これは国からの定められたというか書式だそうです。

しかし、それであっても、よりわかりやすくするために裁量、これは国でしなければならないという 書式はこれであっても、従来のような形にしていただきたいということを昨年も申しあげたわけであり ます。したがって、それらについて寒河江市土地開発公社としてそういう報告書をつくるのに裁量の余 地があるのかどうなのか、制度上。

そしてまた、昨年そういうふうに申しあげたのに対して、どのように内部で検討されたのかということが一つであります。

それから、この報告書の中で、それぞれ土地を取得した年月がわかるような形になっていればいいなというふうに思うので、一番右の摘要の欄に取得年月が明示されるというと、私ども議会という立場からすれば、特に市の方からの委託による先行取得などをした場合の、10年を過ぎるというと塩漬けというふうな形の中で、今、社会的に問題にもなっています。

もちろん、監査の方からの指摘などもされているというふうに思うわけでありますけれども、そういうことを議員という立場で見るためにも、土地を取得した最終年月などが表示されるというと、もう10年過ぎているもの、まもなく10年になるものというふうなことで、どの部分について今取り組みをしなければならないのかということもわかるというふうに思うわけでありますので、その辺について、そういうことができるのかできないのかなども含めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、具体的に病院用地やチェリークア・パークの土地については、その土地を取得した年月をお聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 それでは御答弁申しあげます。

第1点の明細書の様式でございますけれども、今、議員おっしゃるように、総務省の方で定めた様式でされております。たしか、昨年もそういうふうな御質問がされたということも記憶しておりますし、公社の内部でいろいろ検討いたしました。

なお、山形県の市町村課を通じまして、総務省の方にも照会いたしましたところ、こういう様式は開発公社の経理基準要綱で定めているものでございまして、特に大事なことは、当期の増加額について要因を明らかにすることが非常に大事だということで、従来は減少する分についても明細を、土地開発公社では定めた経過もありますけれども、今は総務省で定めた様式では、増加分について特に重点を置いて様式を定めたというふうなことでありますので、当寒河江市の土地開発公社の中でも検討した結果、今回お示ししている様式でよいというふうに判断いたしまして、今回決算の様式を調整させていただいたというふうなことでございます。

次に、摘要欄のことでございますが、摘要欄については特に定めはないわけでございますので、この 辺は、必ずこうしなければならないというふうなことではないと認識をいたしております。

それから、土地の取得の年月日についてありましたけれども、わかる範囲内でお答えさせていただき

ます。あくまでも、公社の理事会でいろいろ審議されておりますので、この場では対応についてだけしか私は答弁できないと、詳細については承知しておりませんので、わかる範囲の中で御答弁を申しあげます。

チェリークア・パークの土地でございますが、地権者から取得した年月日でございますけれども、平成10年の5月というふうなことになっておるようでございます。次に、病院については、平成9年の9月から取得を始めまして、平成13年までにかけて、何回かに分けて取得をしているというふうな状況にあります。以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 備考の欄の取得年月については、定めもないというふうなことでありますので、開発公社の裁量の中でできる部分であろうなというふうに理解をします。したがって、先ほども申しあげましたような趣旨から、ぜひ検討していただきたいということが一つです。

それから、国の方で定められた書式に基づいて報告されているのは理解するんです。しかし、よりそれぞれの土地が、原価が幾らかかっているかもきちっとその都度わかるような形にするためには、このこれではわからなくなっているんですね。したがって、評価損ということもありうるわけですし、それは評価減をしていくというと、その後に実質原価、例えば1,000万円なら1,000万円かかっていても、1割評価損とすると900万円、だと900万円のものがその後はずっと、実際は1,000万円かかっているということがわからなくなっていくということがありますので、開発公社の内部でそろえておく資料には、実質原価といいますか、その土地に幾ら金がかかったのかというふうなことがわかるような形で処理をしておいていただきたいと、これはお願いを申しあげます。

それから、評価損の関係でありますけれども、プロパー事業の部分はわかりますけれども、公有用地の取得や代行用地、これらについても評価損というふうな形をしていって、その土地に実際原価幾らかかったのかわからなくなる場合に、市からの委託でね、市に買い戻しをしてもらうために、開発公社で買って、そして10年などという年数が経過する中で評価損になったと、そして実質この評価した額で市に買ってもらうというと、実質的な代行用地であっても開発公社に欠損が生じるというふうなことになるわけでありますので、その評価損なり評価をするのはプロパー事業だけなのか、それ以外にもやるのかどうか。この点もお聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 18年度の3月議会でも、高松駅とか内の袋の公有用地について、評価損については補正予算を組んで支出した経過などもあるわけでございます。いわゆる帳簿価格と現在の時価とを比較しまして、ある一定割合が下がっている場合は見直すというようなことになっておりますので、18年度では代行用地についてはそういうふうな対応をさせていただきました。

ですから、プロパーだけではなくて、代行用地についてもそういう評価損の計算はしているというふうなことでございます。

伊藤忠男議長 次に、平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市 体育振興公社予算について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

伊藤忠男議長 日程第5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といた します。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第6、報告第4号から日程第17、議第41号までの12案件を一括議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第18、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第4号平成18年度寒河江市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について御説明申しあげます。

平成18年度の介護保険システム改修事業費409万5千円を平成19年度に繰り越したもので、地方自治 法施行令第146条第2項の規定により御報告申しあげるものであります。

次に、議第31号平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、国庫補助金の増額等に伴い、まちづくり交付金事業費、教育指導援助事業費などを追加するほか、業務委託の入札結果等に伴い、図書管理業務委託事業費などを減額するものであります。その結果、4,504万8千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ136億1,504万8千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算については、第7款商工費は中心市街地活性化センター維持管理事業費442万4千円を減額するものであります。

第8款土木費は、まちづくり交付金事業費5,890万円を追加し、公共下水道事業特別会計操出金330万円を減額するものであります。

第10款教育費は、教育指導援助事業費196万5千円などを追加し、図書管理業務委託事業費800万3千円などを減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金1,520万円、市債2,730万円などを追加し対応することといたしました。

次に、議第32号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し あげます。

このたびの補正予算は、下水道高資本費対策借換債の限度額の変更に伴い、公債費を追加するものであります。その結果、1億7,370万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億5,991万2千円とするものであります。

次に、議第33号平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、支払基金交付金及び国庫負担金の返還に伴う償還金を追加するものであります。その結果、7,030万8千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ42億1,096万7千円とするものであります。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者の報酬の改定など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第35号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県医療給付制度の改正に伴い、所得制限及び対象者負担額等について所要の改正をしようとする ものであります。

次に、議第36号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申しあげます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療分の課税限度額を引き上げるため、所要の 改正をしようとするものであります。 次に、議第37号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申しあげます。 入院患者の病衣使用料などの支払い方法について、利便性の向上を図るため、所要の改正をしようと するものであります。

次に、議第38号寒河江市消防団に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

消防組織法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第39号市道路線の廃止について御説明申しあげます。

道路網の再編を図るため、1路線を廃止しようとするものであります。

次に、議第40号市道路線の変更について御説明申しあげます。

市道北江米沢線の廃止に伴い、1路線の起点及び終点並びに1路線の起点を変更しようとするものであります。

次に、議第41号市道路線の認定について御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と市民生活の向上に資するため、6路線を認定しようとするものであります。 以上、11案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげ ます。以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第19、これより質疑に入ります。

報告第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今回、国保税の値上げなんですけれども、限度額引き上げとなりますけれども、この引き上げによって、税収がどのぐらいになっていくのか、そして、現在きょう示された国民健康保険税の基金を見ますと 1 億1,000万円ぐらいになっていますけれども、これは実際締めた場合はどのぐらい基金としてなるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 お答え申しあげます。

まず、第1点目の、このたびの課税限度額の引き上げでございますが、これは地方税法の改正にかかわりましての引き上げでございます。10年ぶりに3万円の引き上げをしようとするものでございますが、およそ、国では5%の限度額を超えた方を見込んでおりますが、寒河江市の場合、シミュレーションした場合は、約3.5%の上限額を超えた方の状況が見込まれます。それを、3万円の引き上げと考えますと、数値的には約700万円程度の増収が見込まれるというふうに考えられます。

もう1点の基金の状況でございますが、今現在、3月末の基金の状況でございます。3月末で基金残高1億1,800万円が基金として見込まれますが、まだ確定の決算が出ておりませんので、その後の額の変動もございます。そのようなことで、この年度末の基金が、今押さえていますのは1億1,800万円の基金残高、それから19年度への基金の繰り入れを計画しているというような状況でございます。伊藤忠男議長 議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

発言の訂正

伊藤忠男議長 ただいま、発言の申し出がありますので、これを許します。総合政策課長。 片桐久志総合政策課長 先ほどの行政報告の中で、代行土地についても評価損の計算をするのかという ふうなことの質問がありましたけれども、私勘違いしておりまして、去年やったのは代行用地から特定 用地に変えて、特定用地について評価損の計算をやったということでございますので、代行用地につい ては評価損の計算をしないということになっておりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお 願い申しあげます。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第20、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第31号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤忠男議長 御異議なしと認めます。

よって、議第31号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、 これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第21、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

散 会 午前10時03分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。